別記第３号様式

雇用（更新・変更）承諾書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　公益財団法人和歌山県文化財センター

 理　　事　　長　　様

 住　所

 氏　名

　次の条件で勤務することを承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用（更新）期間 | 令和　　　年　　　月　　　日から令和　　　年　　　月　　　日まで （但し、今年度最終事業の終了日まで） |
| １　契約更新の有無：更新する場合があり得る。２　契約期間の更新は、職務能力、勤務成績・態度、文化財センターの経営状況、業務量及び従事業務の進捗状況等により判断し、更新時に労働条件を変更することがある。また、契約期間の通算限度は最長で５年未満とする。 |
| 勤務場所 | 公益財団法人 和歌山県文化財センター |
| 勤務の内容 | 事務補助員・調査員・調査補助員・調査作業員・発掘作業員・整理補助員・整理作業員・実測製図補助員 |
| 勤務時間 | 午前9時00分から午後4時45分まで（休憩時間：１時間、午前・午後各15分） |
| 週休日及び休日 | ・毎週土・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から翌年１月３日・作業が実施されない日及び期間・天候又は担当職員不在等の事情により作業ができない日 |
| 時間外勤務 | 原則として時間外勤務は命じない。 |
| 賃金等 | ・賃金単価　：　日額〔　　　　　　　　　　〕円・退職金 ： 無・通勤手当 ： 有・無・期末・勤勉手当 ： 無・昇給　：　無 |
| 支給日 | 当月初日から末日までを翌月１０日に支給する。ただし、支給日が銀行の休業日に当たる場合は、前営業日とする。 |
| 社会保険等 | ・雇用保険　：　加入・加入しない・健康保険　： 加入・加入しない・厚生年金保険　： 加入・加入しない |
| 服すべき義務 | １　職務の遂行に当たっては、上司の命令に従わなければならない。 ２　職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。３　在職中及び退職後を問わず職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。４　勤務時間中は、注意力のすべてを職務遂行のために用いなければならない。５　雇用（更新）期間中に他の仕事に従事するときは、予め事務局長に届け出な　ければならない。 |
| 退職に関する事項 | ・自己都合退職の手続（退職する14日以上前に届け出ること）・解雇の事由及び手続（賃金職員就業規程第19条を参照） |
| その他の事項 | ・公益財団法人和歌山県文化財センター賃金職員就業規程による。・雇用に関する相談窓口は事務局長である。 |